

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新富町は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宮崎県新富町長

公表日

令和8年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)の規定に基づき、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、一定程度の精神障がいの状態のある方に対し、精神障害者保健福祉手帳の各種申請(新規・更新・等級変更等)・届出(氏名変更・住所変更)の受理、宮崎県への進達等の事務を行う。 ※精神保健福祉法施行令の規定により、県に対する精神障害者保健福祉手帳に関する各種申請・届出は町を経由して行うこととされている。 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。 ・特定個人情報とは、次の事務に使用する。 ①申請書、届出書の記載内容の確認に関する事務 ②手帳情報の確認、管理に関する事務 ③進達事務に関する事務 ④手帳移管業務に必要な各種情報の照会に関する事務
③システムの名称	障がい者福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳台帳管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 22の項 番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 41の項 ・地方自治法第252条の17の2 ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例第2条 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新富町総務課 〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地 電話 0983-33-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新富町福祉課 〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地 電話 0983-33-6382
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行っている。 ・ 特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ 特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認している。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

「☐」全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限を整理し、適切な運用を行っている。 ・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠をし、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 5年6月1日	令和 6年4月1日	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 5年6月1日	令和 6年4月1日	事後	基準日の変更
令和6年11月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 14の項 番号表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条	番号法第9条第1項 別表 22の項 番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条	事後	番号法の一部改正
令和6年11月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号利用法第19条第8号 別表第二 25の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第18条 地方自治法第252条の17の2 宮崎県における事務処理の特例に関する条例第2条 【情報提供】 なし	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 41の項 ・地方自治法第252条の17の2 ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例第2条 【情報提供】 なし	事後	番号法の一部改正
令和6年11月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 6年4月1日	令和 6年11月1日	事後	基準日の変更
令和6年11月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 6年4月1日	令和 6年11月1日	事後	基準日の変更
令和6年11月13日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認している。	事後	新様式への移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月13日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 〔3〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策〕 当該対策は十分か【再掲】 〔特に力を入れている〕 判断の根拠 ・人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限を整理し、適切な運用を行っている。 ・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠をし、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 6年11月1日	令和 7年11月1日	事後	基準日の変更
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 6年11月1日	令和 7年11月1日	事後	基準日の変更
令和8年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 7年11月1日	令和8年8月1日	事後	基準日の変更
令和8年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 7年11月1日	令和8年8月1日	事後	基準日の変更